

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月22日
【事業年度】	第10期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
【英訳名】	Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 服部 剛
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
【電話番号】	044-520-6233（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 米山 徹明
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
【電話番号】	044-520-6233（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 米山 徹明
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (百万円)	8,847	9,256	9,355	9,418	8,844
経常利益 (百万円)	79	148	179	455	668
当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	24	77	100	286	424
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額 (百万円)	5,091	5,168	5,269	5,556	5,937
総資産額 (百万円)	19,438	16,191	12,455	9,368	20,119
1株当たり純資産額 (円)	509,101.63	516,869.32	526,965.82	555,619.59	593,795.59
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	4,300.00	4,500.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( ) (円)	2,418.26	7,767.69	10,096.49	28,653.77	42,476.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	26.2	31.9	42.3	59.3	29.5
自己資本利益率 (%)	0.5	1.5	1.9	5.2	7.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	15.0	10.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,206	4,433	3,288	3,601	3,044
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,239	353	398	422	1,582
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,869	3,228	3,253	2,842	2,618
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,470	3,322	2,958	3,295	5,304
従業員数 (人)	107	111	105	102	105

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

6. 当社は第9期に初めて配当を実施いたしました。

## 2【沿革】

当社は、昭和52年10月に官民共同出資により設立された認可法人「航空貨物通関情報処理センター」を前身とし、平成15年10月に「独立行政法人通関情報処理センター」として改組されました。その後、平成19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」により特殊会社として民営化することとされ、平成20年5月30日に公布された「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、同センターを解散し、民間73社に出資金を返還した上で、平成20年10月1日に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社として設立されました。以下に、当社前身の設立から現在に至るまでの沿革を記載します。

「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」により、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」の題名が「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」(以下「NACCS法」という。)に改められました。

年 月	概 要
昭和52年10月	認可法人「航空貨物通関情報処理センター」を設立
昭和53年8月	航空貨物通関情報処理システム(Air-NACCS)稼働開始
平成3年7月	新たに海上貨物を対象とすることとし、認可法人「通関情報処理センター」に改称
平成3年10月	海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)稼働開始
平成9年2月	FAINS <sup>1</sup> とのワンストップサービス開始
平成9年4月	ANIPAS <sup>2</sup> 、PQ-NETWORK <sup>3</sup> とのワンストップサービス開始
平成11年10月	Sea-NACCSの更改(港湾手続の追加)
平成14年11月	JETRAS <sup>4</sup> とのワンストップサービス開始
平成15年3月	NACCSのインターネットによる利用開始(netNACCS稼働開始)
平成15年7月	輸出入・港湾関連手続シングルウィンドウ <sup>5</sup> 業務の開始
平成15年10月	認可法人「通関情報処理センター」を解散し、「独立行政法人通関情報処理センター」を設立
平成19年12月	独立行政法人通関情報処理センターを特殊会社として民営化することを盛り込んだ「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定
平成20年4月	PAA <sup>6</sup> への加入
平成20年10月	「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」施行により、政府全額出資の特殊会社として輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が設立され、独立行政法人通関情報処理センターの権利及び義務を承継 株式会社化に伴い、各省庁にて運営されていた関係省庁システムの一部運営を開始
平成22年2月	Sea-NACCSの更改(港湾関連手続の稼働) Air-NACCSの更改及びSea-NACCSとの統合、貿易管理サブシステム(経済産業省手続)の稼働、空港入出港手続シングルウィンドウ <sup>5</sup> 業務を開始し、新たにNACCSとして稼働
平成25年10月	PQ-NETWORK、ANIPAS、FAINSをNACCSへ統合
平成26年3月	出港前報告制度の実施に伴いNACCSが対応
平成26年4月	当社の支援により、ベトナムにおいてNACCS型貿易関連システム稼働
平成26年11月	医薬品等輸入手続業務をNACCSで開始
平成26年12月	事前旅客情報(API)の受信に係るARINC社との連絡開始
平成27年4月	旅客予約記録情報(PNR)のNACCSを介した電子的提出が可能化
平成28年3月	政府保有株式の過半数以下の株式が売却されたことに伴う、民間資本導入
平成28年11月	当社の支援により、ミャンマー(ヤンゴン地区)においてNACCS型貿易関連システム稼働
平成29年3月	業務状況等分析業務が目的達成業務 <sup>7</sup> として平成29年3月31日付で財務大臣の認可を受ける
平成29年10月	NACCSの更改、港湾サブシステムを統合
平成30年3月	貿易関連書類電子保管業務が目的達成業務として平成30年3月29日付で財務大臣の認可を受ける

### [用語解説]

- FAINS：厚生労働省(旧厚生省)の輸入食品監視支援システム
- ANIPAS：農林水産省の動物検疫検査手続電算処理システム
- PQ-NETWORK：農林水産省の輸入植物検査手続電算処理システム
- JETRAS：経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム
- シングルウィンドウ：関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信により、複数の類似手続を同時に行えるようになるもの
- PAA(Pan Asian e-Commerce Alliance)：アジア各国・地域において、貿易・税関関連システムの運用を担う事業体の集まりであり、日本代表の当社を含め、アジア各国・地域を代表する11社が加盟している組織
- 目的達成業務：NACCS法第9条第2項に規定する財務大臣の認可を受けて会社が営む業務

(参考) N A C C S (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) : 入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続き及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム

### 3【事業の内容】

#### 1．概要

当社は、NACCSの管理、プログラム開発・変更等システムの運営に関する業務である輸出入等関連業務（ 1 ）と、当社の目的を達成するために財務大臣の認可を受けて行う業務（ 2 ）を行っております。

国際物流では、輸出入者、貨物の運送業者、貨物を保管する事業者、これら関係者を代理して行政手続きを行う事業者、行政機関など、多くの関係者（ 3 ）の間で様々な国際物流に関する情報がやりとりされます。

NACCSは、それらをオンラインで結び、貨物の流れに沿って必要な行政手続きや各種業務を初めとした関係者間での手続きを総合的に処理することを通じて、情報の一元的管理や共有化、再利用を実現しており、官民が共同で利用する日本で唯一のシステムであり、国際物流に不可欠なサプライチェーンマネジメントを支援する総合物流情報プラットフォームであります。なお、当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントとしているため、セグメント別の記載はしていません。

（ 1 ）輸出入等関連業務（本来業務）：税関手続、空港・港湾手続、貿易管理手続、食品衛生手続、検疫手続（人）、動物検疫手続、植物検疫手続、入国管理手続に関する業務

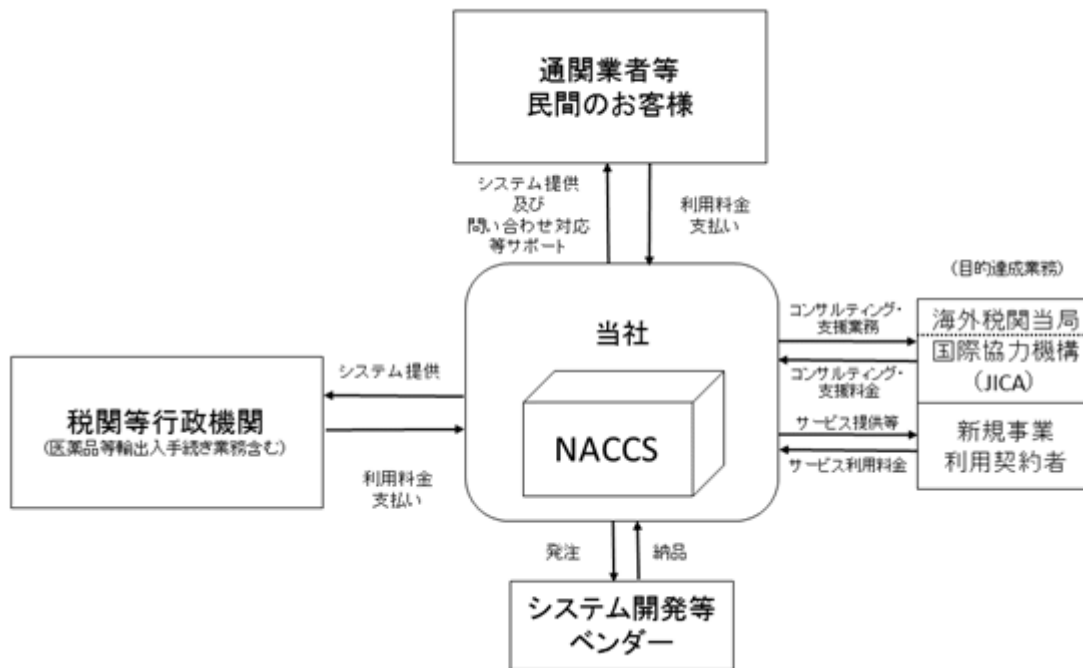
（ 2 ）財務大臣の認可を受けて行う業務（目的達成業務）：ベトナム、ミャンマーに対するNACCS型貿易関連システムの導入支援及び新規事業等

（ 3 ）多くの関係者：国際物流に関連する業種

（航空）：航空会社、航空貨物代理店、保税蔵置場、混載業者、通関業者、機用品業者、損害保険会社、輸出入者等

（海上）：船会社、船舶代理店、コンテナヤード、保税蔵置場、非船舶運航業者（NVOCC）、通関業者、海運貨物取扱業者、損害保険会社、輸出入者等

#### [事業系統図]



#### 2．輸出入等関連業務：本来業務（NACCS法第9条第1項）

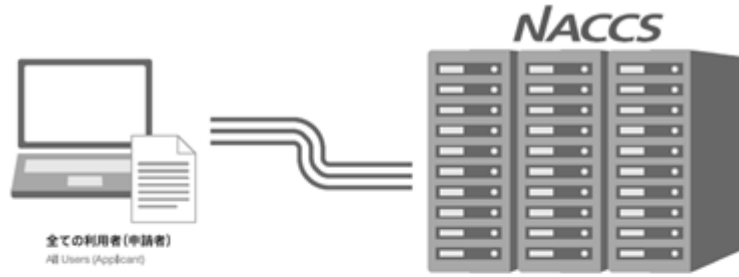
NACCSは、民間業務（貨物管理等）を含む輸出入等関連業務を処理する官民共同のシステムです。

NACCSは、輸出入申告の約99%を電子的に処理しており、ペーパーレス化を実現しているとともに、1回の入力・送信で輸出入関連手続を行うことができるシングルウィンドウ化を実現しております。また、関税等の自動納付やシステムによる自動許可を可能とし、通関手続に要する時間を短縮することにも役立っております。

NACCSは、平成20年10月のSea-NACCSの更改及び平成22年2月のAir-NACCS更改を機に、システムの見直しを行い、Air-NACCSとSea-NACCSを統合するとともに、国土交通省が管理・運営していた港湾EDIシステムや経済産業省が管理・運営していたJETRASなどの関連省庁システムについてもNACCSに統合し、第5次NACCSとして稼働を開始しました。平成29年10月に稼働を開始した第6次NACCSでは、新たに損害保険会社を利用者に加えるとともに、国土交通省所管の港湾サブシステムをNACCSに統合するなど、港湾・空港における物流情報等を総合的に管理するプラットフォームシステムとして利便性の向上を図っております。

当社は、NACCSをご利用のお客様（官民双方）より、システム利用料金を頂くことにより、プログラムの開発等、NACCSの運営をしております。

[輸出入等関連業務の一覧イメージ]



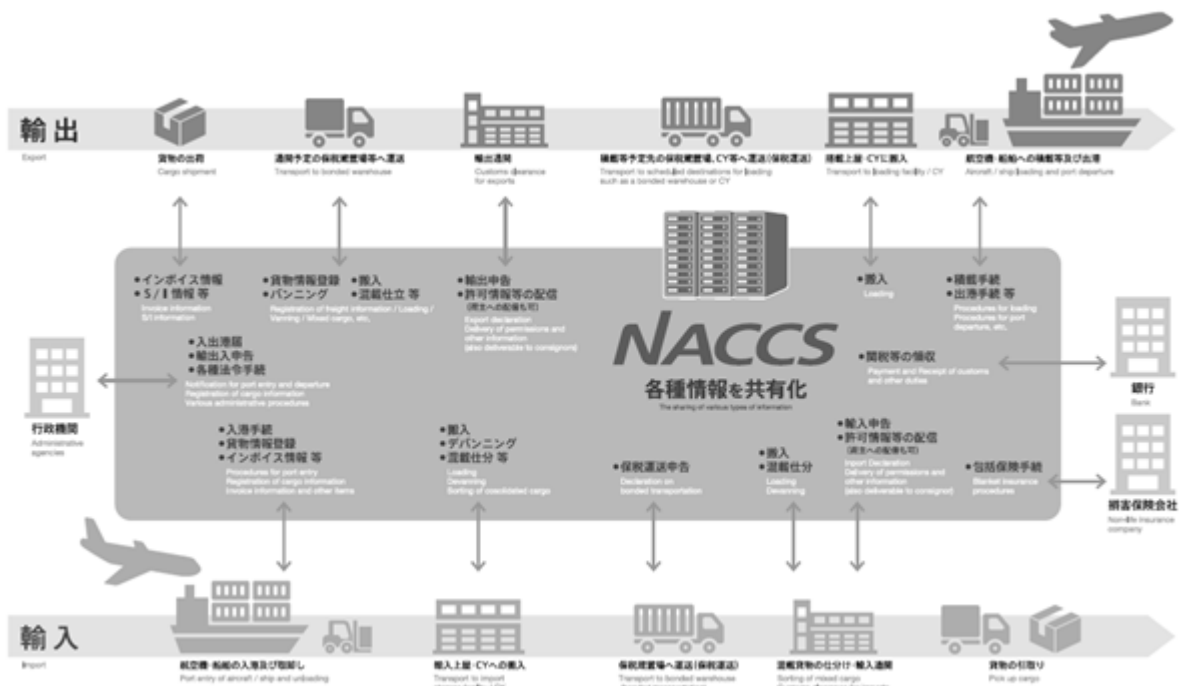
全ての利用者(申請者)  
All Users (Applicant)

**NACCSを通じて  
国際物流に必要な  
ほとんどの行政手続が  
可能に!!**

Making possible most of the administrative  
procedures necessary for international  
logistics through NACCS.

- 税関手続(財務省・税関)  
Customs Procedures (MOF・Customs)
- 港湾手続(国土交通省等)  
Port Procedures (MLIT, etc.)
- 乗員上陸許可手続(法務省)  
Crew Landing Support System (MOJ)
- 貿易管理(経済産業省)  
Trade Control (METI)
- 動植物検疫手続(農林水産省)  
Animal Quarantine (MAFF)  
Plant Quarantine (MAFF)
- 検疫手続(厚生労働省)  
Quarantine (MHLW)
- 食品衛生手続(厚生労働省)  
Food Quarantine (MHLW)
- 医薬品医療機器等手続(厚生労働省)  
Pharmaceutical And Medical Device Act (MHLW)
- 輸出証明書等手続(農林水産省等)  
Procedures for Certificate of Exportation, etc. (MAFF, etc.)

[輸出入等関連業務のイメージ図]



### 3. 目的達成業務（NACCS法第9条第2項）

#### 海外におけるNACCS型貿易関連システム導入の支援

当社は、海外におけるNACCS型貿易関連システム導入の支援に関し、目的達成業務として実施すべく財務大臣より認可を取得したうえで、支援を実施いたしました。

ベトナムにおいては、これまでに現地税関総局のコンサルタントとして、NACCS型貿易関連システム（Viet Nam Automated Cargo Clearance System：以下「VNACCS」という。）構築業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）の進捗管理の業務等を実施し、また、VNACCSの導入・運用に関する技術支援業務（システム利用者管理）を実施いたしました。

ミャンマーにおいては、これまでに現地関税局のコンサルタントとして、NACCS型貿易関連システム（Myanmar Automated Cargo Clearance System：以下「MACCS」という。）構築業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）の進捗管理の業務等を実施するとともに、MACCSの導入・運用に関する技術支援業務（システム利用者管理・ヘルプデスク構築）を実施いたしました。また、MACCSの運用改善とミヤワディ地区への地方展開支援に関する技術支援業務を実施いたしました。

#### 医薬品等輸入手続のシステム化

当社は、財務大臣より医薬品等輸入手続のシステム化の認可を取得しており、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づいた、製造販売業者、医療従事者、輸出用医薬品等製造業者の輸出入に係る手続きをNACCSにて行えるよう、平成26年11月より業務を開始しました。

医薬品医療機器等法許可業者又はその他の業者・医療従事者・個人等による輸入手続きである「輸入報告」、輸出用医薬品等の製造届出手続き及び輸入届出手続きである「輸出用製造輸入届出」

#### 業務状況等分析業務

当社は、お客様自身のNACCS業務利用実績を利活用した業務状況等分析業務について、平成29年3月31日付で財務大臣の認可を取得し、同年4月1日から開始いたしました。

業務状況等分析業務では、お客様がNACCSを利用した業務実績データの集計・分析、分析結果に基づいたレポート作成・提供、各種シミュレーションの実施までをサービス提供いたします。

#### 貿易関連書類電子保管業務

当社は、NACCSで処理された情報を活用し、当該情報の自動保管や検索機能による取り出し等、お客様の利便性の向上に貢献可能な貿易関連文書の電子保管サービスの提供について、平成30年3月29日付で財務大臣の認可を取得しました。

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
105	41.1	9.5	8,034,158

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者(契約社員及び短時間勤務社員)数を含みません。
2. 当社への出向者内訳は、財務省のほか関係省庁からの出向者が38名、民間企業からの出向者が20名の計58名であります。
3. 平均勤続年数は、当社への出向者(2~3年程度在籍)を除いて算出しております。なお、当社が新卒採用を再開したのは、株式会社となった後の平成22年度からであり、それまでは主に出向者中心の組織構成であったため、上記のとおり短期間となっております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 臨時雇用者数の総数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントとしており、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

##### (2) 労働組合の状況

当社の従業員のうち、ごく一部が全川崎地域労働組合に加入しておりますが、労使関係について特記すべき事項はありません。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

我が国経済は、世界的なIT需要の拡大や設備投資の回復を背景とする輸出・生産が堅調に推移し、回復基調が続いております。世界経済についても、各国の政策や地政学リスクには引き続き留意が必要なものの、緩やかな回復基調にあります。このような中、当社を取り巻く経営環境は、AI・IoTといった先端技術の導入に向け、物流業界をはじめとした各企業による新たな投資により、産業構造に大きな変化をもたらそうとしている状況にあります。

このような経営環境において、当社は、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を通じて、お客様の利便性の向上を図り、国際貿易と国際物流の発展、ひいては我が国の国際競争力強化に寄与することを使命とし、企業理念に基づき、全社員一丸となって、安定的なシステム運営を最優先課題として取り組んでおります。

また、「総合物流情報プラットフォーム」の構築に取り組むとともに、新規事業を実施し、収益の拡大による持続的成長の実現を通じて、経営基盤を強化するとともに、研修の充実等を通じた人材育成、組織・人材の活性化を図り、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

#### 企業理念

『私たちは、お客様と共に歩み、「人・物・国」をつなぐNACCSを通じて、国際物流の発展に貢献します。』

対処すべき課題は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) コア事業戦略について

##### システムの安定運用とサービス向上

イ 民間業務（貨物管理等）を含む輸出入等関連業務を安定的に提供するため、引き続き想定しうるリスクへの対応策を事前に講じるなどプロアクティブなマネジメントを実施し、24時間365日、システムの安定運用に努め、システム稼働率100%（計画的な停止を除きます。）を目指してまいります。

また、システム障害や大規模災害等によるシステム停止に対し、システムの迅速な復旧を確保するため、引き続きシステムベンダー、関係省庁との連携を強化するとともに、システム障害対応訓練等を実施してまいります。

さらに、万一システム停止が発生した時には、迅速な復旧を目指すとともにその状況や対応策等について速やかにお客様にお知らせするよう努めてまいります。

なお、NACCSは平成33年10月に機器の大規模更新を予定しており、平成30年度においては早期に検討体制を構築し、検討を開始してまいります。

ロ お客様のニーズを十分把握し、NACCSを利用されるお客様のための情報発信の強化と各種セミナーの充実を図るとともに、ヘルプデスクの対応品質の向上に努め、お客様の視点に立ったサービスの提供を継続してまいります。また、利用契約手続業務の効率化、ヘルプデスク業務の高度化を推進してお客様対応の品質強化を目指すとともに、お客様からのお問い合わせに対しては迅速かつ的確な対応に努め、電話によるお問い合わせに係る応答率の更なる向上を図ってまいります。

なお、翌平成31年度にヘルプデスク運用に係る更改を予定していることから、平成30年度においては適切な更改準備と現行運用からの円滑な移行に取り組んでまいります。

さらに、引き続き全国16地区においてNACCS地区協議会を開催するとともに、お客様や国際物流に関連する各種団体様等との情報交換の実施や連携を密にし、様々なお客様の声を集約して「より使い易いNACCSの実現」に努めてまいります。

ハ NACCSは、民間業務（貨物管理等）を含む輸出入等関連業務を処理する官民共同システムであり、これらの業務に携わるより多くのお客様がNACCSを利用することはシステム化の効果を高め、国際物流の効率化と進展につながるとの観点から、関係省庁とも連携をとりつつ貨物情報に基づくシステム処理を推進するため、引き続き国際物流に携わる方々の加入促進とシステム機能改善に向けた取組みに努め、NACCSの完全普及を目指してまいります。

##### 総合物流情報プラットフォームの構築

最新技術・手法の動向を踏まえつつ、次期（第7次）NACCS（平成37年10月稼働予定）の開発をはじめシングルウィンドウシステムとしての機能向上等、港湾・空港における利便性・信頼性の高い簡易で効率的な「総合物流情報プラットフォーム」の構築に努めてまいります。

このため、平成30年度においても、引き続き効率的な業務運営とともにシステムの機能向上、お客様ニーズへの的確かつ柔軟な対応に取り組んでまいります。

また、平成30年度末に予定されている航空貨物に係る事前報告制度の拡充にも適切に対応してまいります。

### 次期（第7次）NACCSの開発

最新技術の動向を踏まえつつ、港湾・空港における利便性・信頼性・経済性の高い効率的な「総合物流情報プラットフォーム」の構築を目指し、お客様及び関係機関と意見交換を行いながら次期（第7次）NACCSに向けた基本コンセプトの検討を開始いたします。

### 新技術の調査と実用化に向けた検討

当社のコア事業戦略であるシステムの安定運用とサービスの向上や、より利便性の高い「総合物流情報プラットフォーム」の構築、次期（第7次）NACCSの開発等に資する取組みとして、AI・IoT等の先端技術を活用するための調査及び実用化に向けた検討を行ってまいります。

## （2）新規事業

国際貿易と国際物流の発展、ひいては我が国の国際競争力強化に寄与するため、お客様のニーズに寄り添った新規事業に取り組み、お客様の利便性向上を図るとともに利益の確保に努めてまいります。

### イ 業務状況等分析業務の展開

NACCSを利用されている通関業者様及び保税業者様を対象に、お客様がNACCSを利用された業務実績データの集計・分析、分析結果に基づいたレポートの作成、各種シミュレーションの実施までを行う「業務状況等分析業務」の展開を推進してまいります。

### ロ 貿易関連書類電子保管業務の検討

NACCSで処理された輸出入許可書等の写しや輸出入者様等から提供される貿易手続きに必要な文書等を当社が提供するオンライン・ストレージにて電子的に保管・管理する貿易関連書類電子保管業務について、具体的な検討を行ってまいります。

### ハ 諸外国へのNACCS型貿易関連システムの展開

ベトナムにおけるVNACCS導入及びミャンマーにおけるMACCS導入の実績を活かし、その他地域へのNACCS型貿易関連システムの展開の可能性についても、検討してまいります。

また、VNACCS及びMACCSに関し、要請に基づき関係機関と調整の上、支援について検討・実施してまいります。

### ニ 海外システムとの連携

PAA、WCO IT Conference等の場を通じて、海外のサービス・プロバイダーとの連携等を図るとともに、国境を越えた電子情報交換を推進し、海外システムとの連携を検討してまいります。

なお、平成30年度秋のPAA会合は当社が主催し日本で開催することが決まったことから、円滑な開催に向けて取り組んでまいります。

## （3）経営基盤の強化

当社は、社会に信頼される企業を目指し、今後とも良質なサービスを低廉なコストで提供していくために、引き続き実効性に優れたコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、経営の効率化の推進及び人材の育成に努めるとともに、リスク管理、情報セキュリティ及び業務継続体制を引き続き強化してまいります。

また、お客様、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様と、広く社会全体に対し説明責任を果たしていくために、継続的な情報公開及び開かれた組織体制の構築にも重点を置き、経営基盤の強化を図ってまいります。

### イ コーポレート・ガバナンスの強化

近時の株式会社におけるコーポレート・ガバナンス強化の流れを踏まえ、より一層実効性に優れたコーポレート・ガバナンス体制の維持及び強化を図り、経営の健全性・透明性・効率性の確保に努めてまいります。

### ロ コンプライアンスの徹底

お客様に信頼していただける会社であり続けるため、より一層コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

### ハ 経営の効率化の推進

引き続き調達手続の透明性を確保するとともに、経費削減及び業務処理の最適化に努め、安定的な経営の維持及び向上に努めてまいります。

## ニ 安定的な収益の確保の検討

システムの安定運用等を考慮し、安定収益を確保しつつ経済性の高いシステムとなるよう、それに  
応じた利用料金の見直しを検討してまいります。

## ホ リスク管理の強化

### (イ) 指定公共機関としての対応

当社は災害時に優先復旧が必要なシステムを運営する会社として災害対策基本法に基づく指定公共  
機関に指定されており、NACC Sの早期復旧を図れるよう、大規模災害対応訓練を実施するなど、  
万全な対応に努めてまいります。

### (ロ) リスク管理の徹底

当社を取り巻くリスクについての確に把握するとともに定期的に見直しを行い、リスク管理の徹底  
に努めてまいります。

## ヘ 情報セキュリティ対策

定期的に情報セキュリティ監査や自己点検を実施し、情報セキュリティ体制の確認及び必要な対策  
を講じるとともに、情報セキュリティに関する意識の向上及び知識の習得を図るための研修を実施する  
等、情報管理の徹底、システム上のセキュリティの確保に引き続き努めてまいります。

## ト 業務継続体制の強化

当社が運営・管理するNACC Sは日本の輸出入等に関するインフラシステムであるため、大規模  
災害が発生した場合でも国際物流に影響を及ぼさないよう、業務継続計画(BCP)について必要に応  
じた見直しを行い、実効性のある体制強化に努めてまいります。

## チ 人材育成

当社の持続的成長を実現し、システムの安定運用や新規事業を推進するためには、社員の能力を向  
上させ最大限発揮していくことが必要不可欠なことから、関係先との交流をはじめ、システムの専門知  
識を有する社員、貿易・物流実務に精通した社員及びグローバル人材を育成するため、引き続き研修の  
充実に努めてまいります。また女性社員の活躍推進に取り組んでまいります。

## リ 継続的な情報公開

当社ホームページやお客さまへの各種説明会等を通じて、引き続き当社の業務内容に関する積極的  
な情報公開を行ってまいります。また、提供する情報について出来る限り拡充を図るとともに、逐次見  
直しを行い最新のものを公表するように引き続き努めてまいります。

## ヌ 開かれた組織体制の構築

社会ニーズの把握に努めるため、情報処理運営協議会をはじめとしたお客さまとの定期会合等を一層  
活用するなど、引き続き外部に開かれた組織を目指してまいります。

## (4) 企業の社会的責任(CSR)

NACC Sによる電子化等を通じたペーパーレス化の推進することによるCO<sub>2</sub>の削減や、災害対策基本  
法に基づく指定公共機関として、災害時における国や地方自治体との綿密な連携体制を構築すること、並び  
にボランティア活動などを通じ、社会に貢献するよう努めてまいります。

## (5) 株主還元

当社は、株主の皆様との建設的な対話を通じて、NACC Sの安定運用とサービスの向上に努めるととも  
に、さらに、NACC Sと親和性の高い新規事業等を実施することで、株主の皆様を含むお客様企業の信頼  
と期待に応えてまいります。また、配当を含めた株主の皆様への負託にも応えられる企業を目指し、持続的  
な成長を実現し、中長期的な企業価値を高めるように努めてまいります。

なお、当社は当事業年度中に「中期経営計画(2018年度～2020年度)信頼・安定・成長への挑戦 - Next Stage  
2020 - 」を策定しており、当該計画に基づく施策の実現を図ってまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性のある事項を記載しております。また、当社としては必ずしもリスク要因となる可能性があるとは考えていない事項についても、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に開示しております。

当社は、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存でありますが、本株式に関する投資判断は、本項目及び本書の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討をしたうえで行われる必要があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、今後の社会経済情勢等の諸条件により変更されることがあります。

### (1) 当社の民営化に関する事項

#### 規制改革面

平成19年5月に取りまとめられたアジアゲートウェイ構想の一部をなす「貿易手続改革プログラム」において、NACCSと港湾関係の手続きを処理する国土交通省の電算システムである港湾EDI (Electronic Data Interchange) の一本化を視野に、その具体策とこれを運営する独立行政法人通関情報処理センターの運営形態について平成19年中に結論を得ることが盛り込まれました。一方、平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において、平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することとされたことを受け、同年12月、「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定され、独立行政法人通関情報処理センターは特殊会社として民営化することとされました。

#### 関係省庁システムの一体的運営面

輸出入及び港湾・空港手続の統一的な窓口機能を担うNACCSを運営する独立行政法人通関情報処理センターにおいて、輸出入通関手続に加え、入出港手続、検疫、入国管理等の業務に係る電算システムを一体的かつ適正に運営することにより、利用者の利便性向上、電算システムの維持・管理コストの削減等を図るとともに、同センターを民営化し、民間業務を含む多様な業務展開と業務運営の更なる効率化により、港湾・空港におけるコスト削減等を図り、もって我が国の国際競争力の強化に資するため、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」の大幅な改正が行われ、平成20年5月同法の一部改正法が成立し、NACCS法に改められるとともに、同年10月当社が設立されました。

#### 根拠法令の概要

##### NACCS法

NACCS法は、当社の設立について定めるとともに、その目的、事業について、以下のとおり規定しております。なお、以下「会社」とは、当社のことを意味します。

#### 会社の業務 (NACCS法第9条)

- ・ 民間業務 (貨物管理等) を含む輸出入等関連業務を電子的に処理するシステムである、輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) の運営

##### 輸出入等関連業務

税関手続、空港・港湾手続、貿易管理手続、食品衛生手続、検疫手続 (人)、植物検疫手続、動物検疫手続、入国管理手続に関する業務

- ・ NACCSの運営のために必要なプログラム、データ等の作成及び保管
- ・ 上記業務の附帯業務
- ・ 目的達成業務 (財務大臣の認可が必要)

#### 会社の責務 (NACCS法第10条)

会社は、輸出入等関連業務を行うに当たっては、適正かつ効率的な経営を行うよう配慮し、本業務の処理を、あまねく全国において、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行うように努めなければならない。

財務大臣の認可事項 ( ) 内はNACCS法の条文を指す。

目的達成業務を営むこと (第9条第2項)

新株、新株予約権及び社債の募集並びに弁済期限が1年を超える資金借り入れ (第12条第1項)

代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任 (第13条)

毎事業年度の事業計画 (第14条第1項)

重要な財産の譲渡又は担保提供 (第15条)

定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く）（第16条第1項）

上記、及びは、財務大臣の認可に当たって、事前に財務大臣等への協議が必要となります。

## （２）当社の事業展開上のリスク

### NACCS法による制約

NACCS法第9条第1項により、本来行うべき業務である、電子情報処理組織による輸出入等関連業務（本来業務）の処理の範囲等が定められており、当社は、当該本来業務については、あまねく全国において、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行うように努めなければならないこととされています。

また、当社が新規事業等の会社の目的を達成するための業務（目的達成業務）を営むためには、財務大臣の認可が必要となります。

したがって、当社は、必ずしも利益及び株式価値の最大化に資すると考えられる内容の業務を遂行できるとは限らず、当社の業績及び財務状況、配当政策等に影響を及ぼす可能性があります。加えて、当社の経営、資金運用、役員人事等においても財務大臣の認可が必要な事項があり、事業活動上の制約を受ける可能性があります。ひいては当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、政府はNACCS法第7条に基づき、常時、当社の総株主の議決権の過半数を保有することとされており、当社の取締役選任等の決議事項について、自ら提案、決議することが可能であります。さらに、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣は、NACCS法第19条に基づき、当社を監督する権限等を有しております。

### 国内外の経済状況

当社の本来業務からの収入は、国際貿易に関わるお客様のNACCS利用件数にほぼ比例して増減します。このため、アジア地域を初めとした世界的な景気動向が、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### 自然災害やシステム障害の発生

当社が運営・管理するNACCSは日本の輸出入に関するインフラシステムであり、自然災害、ハードウェア故障や設定ミス等によるシステム障害により、システム利用が停止した際には、日本の国際物流に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

当社では、こうした事態に備えて、ハードウェア等の定期点検を実施するほか、バックアップセンターを設け、迅速な復旧を可能とする体制を整えるとともに、業務継続計画（BCP）を策定し必要に応じて見直しを行い、大規模災害対策訓練を実施するなどの対応を行っております。しかしながら、当該対応を行っていても、万が一システム障害等により、当社が損害賠償請求等を受けた場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### 新規事業の推進

当社は、中期経営計画（2018年度～2020年度）において、新規事業戦略を掲げておりますが、外部環境の変化等により、サービス提供開始時期の変更や予定売り上げが未達成となる可能性もあり、その場合は、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 事業の集中

当社は、現在、収益のほとんどをN A C C Sの運用管理に係る利用料金から得ております。このため、自然災害・システム障害によってN A C C Sが停止する等の理由により、利用料金が一時的に得られない状況が発生した場合、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報の漏洩等

当社は、N A C C Sのお客様情報並びに請求情報等のほか、輸出入に関わる情報を保有しております。当社では役員・社員等に対する研修等により情報管理の徹底に努め、システム上のセキュリティ対策等も行っておりますが、万が一これらの情報が漏洩し、当社の社会的信用低下、損害賠償責任等が発生した場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権侵害による損害賠償請求発生リスク

N A C C Sに関して有しているプログラム著作権については、ベンダー・当社において管理しておりますが、万が一当該著作権につき知的財産侵害とされた場合等は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の確保

当社の従業員の過半数は、国からの出向者・N A C C Sのお客様企業からの出向者で構成されております。セキュリティ等を確保したシステムの安定運用及び新規事業の推進を図るため、当社では社内での人材育成・外部からの出向を含めた人材確保に努めておりますが、万が一、計画どおり人材育成・確保が進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績等の概要

##### 業績

第10期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、世界的なIT需要の拡大や設備投資の回復を背景とする輸出・生産が堅調に推移し回復基調が続いております。世界経済についても、各国の政策や地政学リスクに引き続き留意が必要なものの、緩やかな回復基調にあります。

このような経営環境のもと、当社におきましては、システムの安定運用とサービス向上、総合物流情報プラットフォームの構築、第6次NACCSへの円滑な移行、新規事業の推進、経営基盤の強化、企業の社会的責任(CSR)、株主還元という7つの重点計画を策定して事業運営に取り組んでまいりました。また一方で、一般競争入札の徹底や経費の節減等効率的な経営にも努めた結果、当事業年度の売上高は、8,844百万円（前事業年度比6.1%減）、営業利益は767百万円（同54.8%増）、経常利益は668百万円（同46.8%増）、当期純利益は424百万円（同48.2%増）となりました。

各取組の詳細は以下のとおりであります。

#### イ システムの安定的運用とサービス向上

(イ) 本事業年度は、システム障害の予兆となり得る事象・現象の段階で横並び点検を行うなど予防措置を講ずるインシデント管理を実施し、システムの障害発生を未然に防ぐなど、24時間365日、システムの安定運用に努めた結果、NACCSのシステム稼働率は100%を維持いたしました。

また、平成30年3月には、「システム総点検」を行い、システムが安定的に稼働するよう、保守・運用に努めてまいりました。

その他、平成29年6月、7月及び11月には「災害対応訓練」、過去の大規模なシステム障害の教訓から同年12月には「システム障害発生時の対応訓練」を実施し、システム障害や大規模災害等によるシステム停止に対し、システムの迅速な復旧を確保するよう努めてまいりました。

(ロ) ヘルプデスクでは、お客様からのお問い合わせに24時間365日に対応いたしました。

また、お客様のニーズを把握し、サービスの向上を図るため、平成29年11月から12月にかけて全国16地区でNACCS地区協議会を開催したほか、NACCSの操作方法や機能などを説明する講習会や第6次NACCSの導入に向けた説明会を開催いたしました。

NACCS地区協議会委員様宛に「NACCS地区協議会通信」をメール配信し、NACCS関連情報を随時提供するとともに、システム更改前後に第6次NACCS更改に関するアンケートを、更改後にNACCS掲示板の改善に向けたアンケートを実施するなど、意見等の集約に努めてまいりました。

その他、第6次NACCSの更改過渡期におけるお問合せへ適切に対応するため、ヘルプデスク体制と社内体制を整備して総合運転試験から特別体制で臨みました。

(ハ) NACCSは、官民共同システムであり、多くのお客様にNACCSを利用していただくことが、国際物流の効率化と進展につながることから、関係省庁とも連携をとりつつ、国際物流に携わる方々に対して加入促進を図ってまいりました。

(ニ) 平成30年3月末現在、NACCS参加事業所数は海上10,927事業所、航空7,157事業所となり、平成29年3月末時点と比べて海上で702事業所、航空で1,826事業所増加しております。（なお、「海空共用」の事業所は、海上及び航空の両事業所に含めております。）

#### ロ 総合物流情報プラットフォームの構築

第6次NACCSへの円滑な移行及びシステムの機能向上に継続的に取り組むとともに、最新技術の動向を踏まえつつ、新規事業の推進による周辺サービスの拡大を図ることで、港湾・空港における利便性・信頼性の高い、簡易で効率的な「総合物流情報プラットフォーム」を構築するため、第6次NACCSの開発や新規事業の導入といったシステムの機能向上、多角的サービスの提供等の取組みを推進いたしました。

## 八 第6次NACCSへの円滑な移行

第6次NACCSについては、平成28年3月に確定した詳細仕様に基づき開発を進めるとともに、関係省庁及び民間のお客様のご協力をいただきながら円滑な導入に向けた準備を進めた結果、平成29年10月8日に稼働を開始することができました。

### (イ) 総合運転試験説明会等の実施

より多くのお客様に万全の体制で総合運転試験に参加いただくため、すべてのお客様を対象に、平成29年4月から6月に全国40地区において総合運転試験説明会を、第6次NACCSへ円滑に移行していただくため、同年9月に全国39地区において移行説明会をそれぞれ実施いたしました。

### (ロ) 総合運転試験の実施

より多くの利用者の参加を得て本番と同じ環境で性能試験を行うとともに、お客様に一連の業務及び端末操作などの確認・習熟いただくため、平成29年7月から10月に総合運転試験を実施いたしました。

## 二 新規事業の推進

(イ) NACCSで処理された情報を活用し、お客様の業務処理状況を分析する業務状況等分析業務について、目的達成業務として、平成29年3月31日付で財務大臣の認可を取得し、同年4月1日よりサービスの提供を開始いたしました。

(ロ) NACCSで処理された情報を活用し、当該情報の自動保管や検索機能による取り出し等、お客様の利便性の向上に貢献可能な貿易関連文書の電子保管サービスの提供について、目的達成業務として、平成30年3月29日付で財務大臣の認可を取得いたしました。

(ハ) 第6次NACCSにおいて、損害保険会社を利用者に加え、損害保険（包括保険関係）に係る業務をNACCSの機能に追加いたしました。

(ニ) netNACCSの利用者を、インターネット経由のセキュリティトラブルに巻き込まれる被害から守るための対策サービスの提供について検討いたしました。収支において黒字化の見通しが立たないことから、事業化に向けた検討を終了することといたしました。

(ホ) 平成28年11月にヤンゴン地区で稼働開始したMACCSの導入支援に関し、MACCSの運用改善とミヤワディ地区への地方展開に関する技術支援を実施しております。

その他、平成29年3月にJICAと契約を締結した「カンボジア国ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び通関電子システムの改善提案のための情報収集・確認調査」について、同年6月に最終報告書を提出いたしました。

(ヘ) PAA（Pan Asian e-Commerce Alliance）における対話、出港前報告を電子的に行う体制を整備した際にNACCSと接続した海外のサービス・プロバイダーとの連携等を通じた国境を越えた電子情報交換及び海外システムとの連携の検討を推進するため、平成29年5月の第55回PAA台湾会合及び同年11月の第56回PAAフィリピン会合に出席いたしました。また、同年6月ジョージアで開催されたWCO（World Customs Organization）IT Conference等の場を活用し、NACCSの広報活動を行うとともに、税関分野におけるIT利用のトレンドについて情報収集を行ってまいりました。

PAAとは、アジア各国・地域において、貿易・税関関連システムの運用を担う事業者の集まりであり、日本代表の当社を含め、アジア主要国・地域を代表する11社が加盟しています。PAAでは、アジア域内の手続き電子化・ペーパーレス化を通じた貿易円滑化の推進を目的とした活動を進めています。

WCO（世界税関機構）とは、各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的として、昭和27年に設立された国際機関（本部：ブリュッセル（ベルギー））です。平成29年5月現在で、182か国・地域がメンバーとなっており、我が国は昭和39年に加入しました。

## ホ 経営基盤の強化

(イ) 重要な経営判断と業務執行の監督を行う取締役会（社外取締役2名を含む）と、取締役会から独立した監査役会、さらには取締役会の諮問機関である第三者委員会の「経営諮問委員会」により経営の適法性・妥当性が確保されるコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいりました。

(ロ) お客様に信頼していただける会社であり続けるため、社員一人ひとりが、法令はもとより社内規程や企業倫理等を遵守するよう、社員研修の充実等コンプライアンスの徹底に取り組んでまいりました。

(ハ) 調達手続の透明性を確保し、コストの削減に努めるとともに、経営の効率化を図り、安定的な経営の維持及び向上に努めてまいりました。

(ニ) 安定的収益を確保しつつ経済性の高いシステムとなるよう、多角的な観点から利用料金の見直しを検討いたしました。



- (ホ)平成26年8月に災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されたことを踏まえ、万一大規模災害が発生した場合であっても、NACC Sの早期復旧を図れるよう、平成29年6月、7月及び11月に災害対応訓練を実施するなど、万全な対応に努めてまいりました。また、当社を取り巻くリスクについて定期的に見直しを行的確に把握した上で、それらを適切に管理することで、リスク管理の徹底に努めてまいりました。
- (ヘ)定期的にセキュリティ監査や自己点検を実施するとともに、情報セキュリティに関する意識の向上及び知識の習得を図るための研修を実施する等、情報セキュリティの強化に努めてまいりました。
- (ト)システムの安定的運用や新規事業の推進のためには、社員の能力を向上させ、最大限発揮していくことが必要不可欠なことから、システムの専門知識を有する社員、貿易・物流実務に精通した社員及びグローバルに活躍できる社員を育成するため、研修の充実に努めてまいりました。
- また、仕事と子育ての両立を図るための研修を実施する等、女性社員の活躍推進に取り組んでまいりました。
- (チ)当社ホームページ等、当社の業務内容に関する積極的な情報公開を行ってまいりました。また、提供する情報について、拡充を図ってまいりました。
- (リ)情報処理運営協議会、NACC S地区協議会をはじめとしたお客様との定期会合等を活用し、社会ニーズの把握に努めてまいりました。

#### へ 企業の社会的責任(CSR)

NACC Sによる電子化等を通じたペーパーレス化の推進によるCO<sub>2</sub>の削減はもとより、災害対策基本法に基づく指定公共機関としての国や地方自治体との連携強化や、事業所周辺の清掃活動等による地域への貢献活動を実施してまいりました。

#### ト 株主還元

株主の皆様との建設的な対話を通じて、NACC Sの安定的運用とサービスの向上に努めるとともに、配当を含めた株主の皆様への負託にも応えられる企業を目指し、NACC Sと親和性の高い新規事業等の実施・検討を進めるなど、持続的な成長を通じた中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。

#### キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ2,009百万円増加し、5,304百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は3,044百万円(前事業年度は3,601百万円の収入)となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は1,582百万円(前事業年度は422百万円の支出)となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は2,618百万円(前事業年度は2,842百万円の支出)となりました。

## (2) 生産、受注及び販売の実績

## 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

## 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

## 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

業務の種類	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比(%)
本来業務(百万円)	8,664	93.3
目的達成業務(百万円)	176	137.5
その他(百万円)	3	372.9
合計(百万円)	8,844	93.9

(注) 1. 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントとしているため、セグメント別の記載に代えて、当社が提供する業務の種類別の販売実績を記載しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
東京税関	4,565	48.5	4,077	46.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (3) 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。なお、この財務諸表の作成にあたっては、一部の箇所に過去の実績や状況等を基に、合理的と考えられる見積り及び判断を用いておりますが、実際の結果は見積りの不確実性によりこれらの見積りと異なる可能性があります。

## 財政状態の分析

第10期事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

## イ 資産の部

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ10,750百万円増加し、20,119百万円となりました。

流動資産は、主として未収消費税等の増加により、前事業年度末に比べ691百万円の増加となりました。

固定資産は、主としてリース資産及びソフトウェアの増加により、前事業年度末に比べ10,059百万円の増加となりました。

## ロ 負債の部

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ10,368百万円増加し、14,181百万円となりました。

流動負債は、主として未払金の増加により、前事業年度末に比べ1,042百万円の増加となりました。

固定負債は、主としてリース債務及び長期未払金の増加により、前事業年度末に比べ9,326百万円の増加となりました。

## ハ 純資産の部

当事業年度末の純資産合計は、利益剰余金の増加により、前事業年度末に比べ381百万円増加し、5,937百万円となりました。

## 経営成績の分析

第10期事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

## イ 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ574百万円減少し、8,844百万円となりました。これは主として国からのシステム使用料の減少によるものであります。

## ロ 売上原価及び一般管理費

当事業年度の売上原価及び一般管理費は、前事業年度に比べ846百万円減少し、8,076百万円となりました。これは主としてシステム更改に伴い旧システムに係る資産の減価償却費が減少したことによるものであります。

## ハ 営業外損益

当事業年度の営業外収益は、前事業年度に比べ1百万円増加し、7百万円となりました。営業外費用は、前事業年度に比べ60百万円増加し、107百万円となりました。これは主としてシステム更改に伴う新システムに係るリース債務等残高の増加に伴う支払利息の増加によるものであります。

## ニ 当期純損益

以上の結果、当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べ138百万円増加し、424百万円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況の分析

第10期事業年度におけるキャッシュ・フローの状況の分析については次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は3,044百万円(前事業年度は3,601百万円の収入)となりました。これは主に税引前当期純利益668百万円、減価償却費2,880百万円の計上によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は1,582百万円(前事業年度は422百万円の支出)となりました。これは主に有価証券の償還による収入2,000百万円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は2,618百万円(前事業年度は2,842百万円の支出)となりました。これは主にリース債務の返済による支出1,783百万円によるものであります。

#### 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、国内外の経済状況に伴う国際物流の動向のほか、自然災害及びシステム障害の発生、新規事業の展開等があります。

国内外の経済状況による国際物流の動向については、景気動向によりNACC S利用件数が減少した場合は当社のNACC S利用料収入が減少する恐れがありますが、現状は各国の貿易戦略及び地政学リスクに留意は必要なものの、緩やかな回復基調にあります。しかし、今後、国内消費増税影響やオリンピック・パラリンピックの影響等是不透明であり、AI・IoTといった先端技術の導入による産業構造の変化による影響も引き続き留意が必要であると認識しています。このような状況の中、当社は最新技術の動向を踏まえつつ、業務運営の効率化・適切なNACC S利用料金の設定等により経営の安定性を確保し、NACC Sを通じて国際貿易と国際物流の発展に寄与してまいります。

自然災害及びシステム障害の発生については、NACC S利用料収入の減少などの影響が考えられますが、業務継続計画(BCP)を必要に応じて見直し、大規模災害対策訓練を実施するなどの対応を行うとともに、システム障害の発生についても、ハードウェア等の定期点検を実施するほか、バックアップセンター運用を含め、万一の際のNACC Sの早期復旧体制を維持してまいります。

新規事業の展開については、外部環境の変化等により、サービス提供開始時期の変更や予定売上が未達成となる可能性もありますが、持続的な成長により中長期的な企業価値を向上することは重要な経営課題と認識しております。このため、新規事業のリスク分析や事前調査を外部の知見も活用して丁寧に行い、さらに、新規事業の推進やシステムの安定運用に社員の能力向上も重要との観点から、人材育成、組織の活性化を図ってまいります。

#### 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要は主に大きく分けて運転資金需要と設備資金需要の二つがあります。運転資金需要のうち主なものはシステム運営管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要としましては、主にNACC Sのソフトウェアへの投資によるものであります。

当社は現在、資金調達について自己資金の他、リース及び割賦取引で賄っており、流動性については資金収支見込みを作成して管理しております。

**4【経営上の重要な契約等】**

相手方の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	平成26年6月10日	第6次輸出入・港湾関連情報処理システム（第6次NACCS）の構築、機器賃貸、機器保守及び運用技術支援一式	平成26年6月10日から平成37年9月30日まで
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	平成28年3月10日	第6次輸出入・港湾関連情報処理システム（第6次NACCS）ネットワークの借入	平成28年3月10日から平成37年9月30日まで

**5【研究開発活動】**

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、システムの安定的な運用及びサービスの向上を図るための投資を行っております。当事業年度に実施した設備投資の総額は13,445百万円ですが、主な内訳はNACCSのソフトウェアへの投資であります。

なお、当事業年度において第5次NACCS設備を除いております。

#### 2【主要な設備の状況】

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員 数 (人)
		建物 (百万円)	工具、器具及 び備品 (百万円)	リース資産 (有形) (百万円)	ソフトウェア (百万円)	リース資産 (無形) (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (神奈川県川崎市幸区)	第6次NACCS 関連設備	-	-	-	567	-	567	56
システム企画部 (東京都港区)	第6次 NACCS設備	-	-	1,514	8,597	-	10,112	38

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

3. リース及び割賦取引により、第6次NACCSのハードウェア及びソフトウェアを使用しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の主な設備投資はNACCSであり、システムライフを8年に設定し、定期的に更改が行われるよう計画を策定しております。

当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額	既支払額		着手	完了	
システム企画部 (東京都港区)	第6次 NACCS設備	5,940	-	リース 及び割賦	平成26年6月	平成33年9月	-

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 投資予定金額は、リース料(4,008百万円)及び固定資産の割賦購入(1,932百万円)であります。

##### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000
計	40,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,000	10,000	非上場	(注)
計	10,000	10,000	-	-

(注) 当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。  
また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。なお、単元株式数の定めはありません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年9月30日 (注)	-	10,000	-	1,000	2,600	1,502

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	-	-	47	-	-	1	49	-
所有株式数 (株)	5,001	-	-	4,989	-	-	10	10,000	-
所有株式数の割 合(%)	50.01	-	-	49.89	-	-	0.10	100.00	-

## (6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	5,001	50.01
日本通運株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番3号	1,990	19.90
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	500	5.00
国際空港上屋株式会社	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号	200	2.00
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番6号	200	2.00
株式会社辰巳商會	大阪府大阪市港区築港四丁目1番1号	200	2.00
株式会社インターネットイニシア ティブ	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	150	1.50
大東港運株式会社	東京都港区芝浦四丁目6番8号	120	1.20
計	-	8,361	83.61

(注) 上位9番目の大株主が多い為、記載を省略しております。



## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	(注)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	10,000	-	-
総株主の議決権	-	10,000	-

(注) 当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。なお、単元株式数の定めはありません。

## 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

該当事項はありません。

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3【配当政策】

当社は、公益性の高いNACCSの適切・公平・安定的な運用とともに、株主への利益還元を経営課題のひとつとして認識しており、各事業年度における利益水準等の業績と見通し、新規事業等に対する投資に係る資金需要及び財務状況等を総合的に勘案し、今期は1株当たり4,500円の配当を行うこととしました。なお、配当性向10.6%となります。

今後、新規事業を進め持続的な成長を実現し、企業価値を高めて株主の負託により応えることができる体制を目指してまいります。

なお、実際の配当時期や配当水準につきましては、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第16条により、財務大臣の認可事項となっております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本とし、決定機関は株主総会であります。また、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)
平成30年6月22日 定時株主総会	45	4,500

(参考)電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律  
(定款の変更等)

第十六条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

### 4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	服部 剛	昭和30年11月5日生	昭和54年4月 東京海上火災保険株式会社 (現東京海上日動火災保険株式 会社)入社 平成23年6月 東京海上日動火災保険株式 会社 常務執行役員 平成25年6月 同社 常務取締役 平成27年4月 同社 専務執行役員 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注3)	-
専務取締役	-	小宮 義之	昭和39年9月10日生	平成元年4月 大蔵省(現財務省)採用 平成24年10月 財務省主計局調査課長兼内 閣官房内閣参事官(内閣官 房副長官補付) 平成26年7月 同 関税局関税課長 平成28年6月 同 関税局総務課長 平成29年6月 当社専務取締役(現任)	(注3)	-
取締役	-	前田 敦志	昭和34年1月18日生	昭和57年4月 日本通運株式会社 入社 平成22年5月 米国日本通運株式会社 海 運貨物部長 平成26年5月 日本通運株式会社 大阪国 際輸送支店長 平成28年5月 同社 ロジスティクス事業 支店長 平成30年5月 当社執行役員 平成30年6月 当社取締役(現任)	(注3)	-
取締役	-	徳 正芳	昭和37年9月10日生	昭和60年4月 大蔵省(現財務省) 採用 平成23年7月 東京税関業務部総括知的財 産調査官 平成24年7月 財務省関税局総務課事務管 理室長 平成26年7月 函館税関総務部長 平成28年7月 東京税関成田税関支署長 平成30年6月 当社取締役(現任)	(注3)	-
取締役	-	鈴木 宏	昭和16年9月10日生	昭和39年4月 株式会社二葉組回漕店 (現株式会社二葉) 入社 昭和42年11月 同社 取締役 平成 7年 1月 株式会社二葉 代表取締役 社長 平成20年10月 当社 経営諮問委員 平成24年6月 株式会社二葉 代表取締役 会長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	(注3)	-
取締役	-	柴田 優子	昭和21年6月22日生	昭和44年4月 日本放送協会 入局 昭和53年5月 同局 退職 昭和60年3月 財団法人NHKインター ナショナル 平成23年4月 東洋英和女学院大学 国際 社会学部講師 平成27年6月 当社取締役(現任)	(注3)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	-	柏原 欣仁	昭和35年2月17日生	昭和57年4月 安田火災海上保険株式会 社 入社 (現損害保険ジャパン日本 興亜株式会社) 平成25年6月 株式会社損害保険ジャ パン 理事 兼 株式会社ジャパン保険 サービス 取締役専務執行 役員 平成26年4月 同社 執行役員四国本部長 平成27年4月 損保ジャパン日本興亜ひま わり生命保険株式会社 取 締役常務執行役員 平成29年4月 同社 取締役専務執行役員 平成30年6月 当社監査役(現任)	(注4)	-
監査役	-	間宮 順	昭和35年11月1日生	昭和63年3月 司法修習終了(40期) 弁護士登録 平成16年6月 渥美総合法律事務所・外国 法共同事業 パートナー弁 護士 平成20年9月 間宮総合法律事務所 開設 代表弁護士 平成20年10月 当社監査役(現任) 平成26年7月 スクワイヤ外国法共同事業 法律事務所 弁護士(現任)	(注5)	-
監査役	-	内藤 知	昭和30年8月31日生	昭和55年4月 日本生命保険相互会社 入 社 平成20年3月 同社 執行役員 契約管理 部長 平成22年6月 日本レコード・キーピン グ・ネットワーク株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 当社監査役(現任) 平成27年4月 ニッセイ信用保証株式会社 取締役副社長(現任)	(注5)	-
計						-

- (注) 1. 取締役鈴木宏、柴田優子は社外取締役であります。
2. 監査役柏原欣仁、間宮順、内藤知は社外監査役であります。
3. 平成30年6月22日から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、他の監査役の任期の満了すべき時までであります。
5. 平成28年6月24日から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、取締役社長の指定する業務を執行する執行役員を置いております。執行役員は以下のとおりであります。
- 執行役員 内部監査担当 中山 泰則  
執行役員 総務部長 米山 徹明

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、実効性に優れたコーポレートガバナンス体制の維持・強化が重要であると認識しており、経営の健全性、透明性、効率性の確保に努めております。

#### 企業統治の体制

当社は監査役会を設置しており、取締役会と監査役会により業務遂行の監視及び監督を行っております。経営上の重要な事項について、取締役会が意思決定を行うとともに、業務執行の意思決定を経営会議で行っております。取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監視及び監督を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

#### イ．企業統治の体制の概要

当社は取締役会設置会社であり、取締役は6名（うち2名が社外取締役）であります。取締役会は、原則として毎月1回開催しており、株主総会、決算、役員、株式、その他経営上重要な事項について決議をしております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回開催しております。ただし、必要がある場合は随時監査役会を開催することとしております。

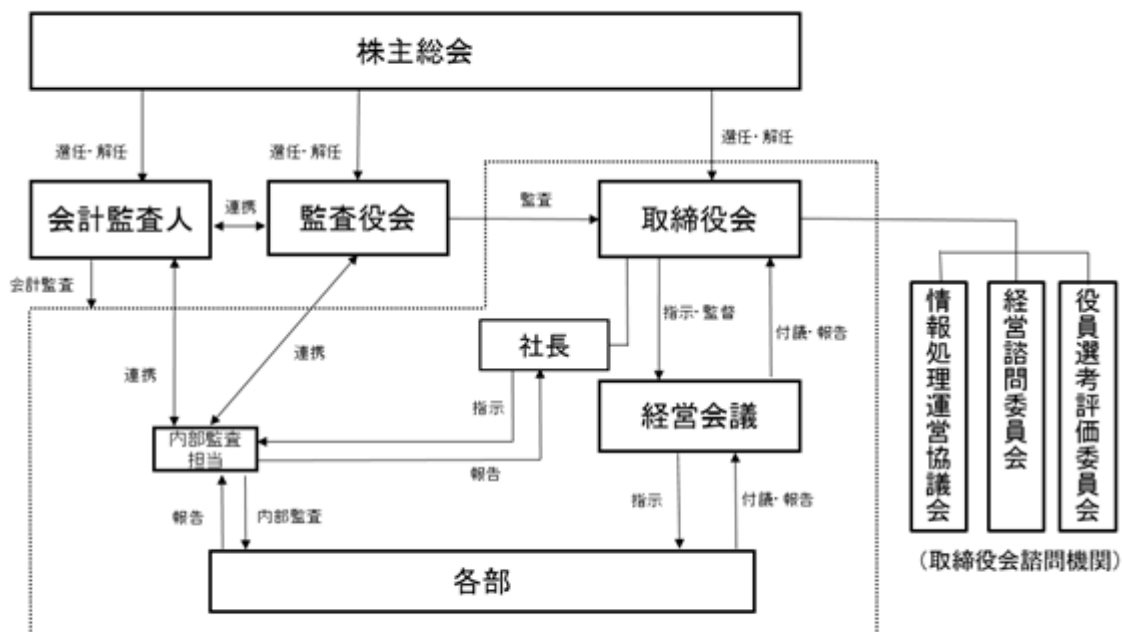
その他会社法上の機関としては、株主総会、取締役会、取締役及び会計監査人を設置するとともに、取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、取締役会に付議する事項や経営に関する事項について、原則週1回討議し、迅速な意思決定とともに、執行状況を確認しております。

また、当社では取締役会の諮問機関として、電子情報処理組織による輸出入等関連業務に関して専門的知識を有する者及び学識経験者で構成する経営諮問委員会を設置（原則年2回開催）し、経営の透明性を図るとともに、コア事業であるNACCSの運営に関しては、国際物流に関わる各業界の代表者から構成される情報処理運営協議会（年1回開催）を通じて経営の透明性を確保し、ガバナンスの強化を図っております。

なお、当社の取締役及び監査役の候補者選定に当たっては、当社の業務に関して専門的知識を有する者及び学識経験者で構成される役員選考評価委員会にて、候補者の能力及び適性について評価を行っております。

当社の企業統治体制図は以下のとおりであります。

< 図 >



## ロ．その他の企業統治に関する事項

## (イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号にいう体制の整備について以下の基本方針を取締役に於て決議しており、その内容は次のとおりであります。

## イ) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び社員は、職務の執行に当たり法令、定款及び社内規程を遵守する。
- (b) 取締役及び社員は、遵守すべき法令、定款及び社内規程の具体的な事項についての理解を深め、コンプライアンスを徹底するため、定期的な研修の実施等により意識の向上を図る。
- (c) 計算書類等が法令に適合し適正に作成されることを確保するための体制整備等を推進する。
- (d) 原則月1回開催される取締役会及び、原則毎週1回開催される経営会議等を通じて取締役相互の意思疎通と相互の監督を図り職務執行の適法性を確保するよう努める。
- (e) 会社は、倫理規程において倫理行動規準を定めるとともに、公益通報規程を定めて、引き続きコンプライアンス違反の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスに違反し、又は違反するおそれのある行為に対して適切に対処する。
- (f) 入札及び契約に関しては、法令を遵守して行われるよう引き続き適正化を推進する。

## ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、文書管理に関する社内規程等に基づき適切に保存し、及び管理する。また、取締役及び監査役が、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

## ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 経営全般に係るリスクを認識・把握・管理するためリスク管理に関する社内規程を定めリスクに対して適切に対処する。
- (b) 経営に与える影響の大きいリスクのマネジメントについては、最重要な経営課題として、取締役社長指示のもと、役員及び社員が迅速かつ適切に対応する。
- (c) システム障害、大規模災害に係るリスクについては、それぞれのリスク管理のため、システム障害発生時マニュアル及び業務継続計画（BCP）を作成し、周知するとともに、事故・災害等を想定した訓練の実施等必要な措置を講じる。
- (d) 個人情報を含め会社の保有する情報を様々な脅威から保護するために情報セキュリティの確保に関する規程を定めるとともに、セキュリティ監査及び点検の実施により引き続き情報セキュリティの確保を図る。

## ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 事業運営については、取締役会において中長期的な経営方針及び事業計画を策定し、その実績管理を行うことにより、職務執行の効率的な実施を図る。
- (b) 各取締役の担当職務を定めるとともに、組織規程及び職務権限規程を定め、効率的な職務執行を確保する。

## ホ) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 会社は、監査役より求めがあるときは監査役と協議のうえ、必要な期間監査役を補助する社員を置く。
- (b) 当該社員の取締役からの独立性を確保するため、当該社員の任命等については、監査役と事前に協議する。
- (c) 監査役からの指示により、補助社員が行う調査・情報収集及び必要な会議出席（代理出席を含む）について、会社はその実効性を担保できる体制を確保する。

## ヘ) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制

- (a) 監査役が取締役会及び経営会議等社内の重要な会議に出席し、取締役及び社員の職務執行状況について、詳細に把握できる体制を確保する。
- (b) 取締役及び社員は、監査役の要請に基づき、監査役に対して必要な報告を行うとともに、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、経営に関する重要な事項について気付いた場合には、監査役に対して速やかに当該事実・事項を報告する。
- (c) 会社は、上記(b)の報告について、報告者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

## ト) 監査役による監査費用の前払い又は償還の手続きその他の費用等の処理に関する事項

会社は、監査役が会社に対して監査等に要した費用について前払い又は償還の請求を行ったときには、それが職務執行上不必要であることが証明されない限り請求に応じる。

チ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

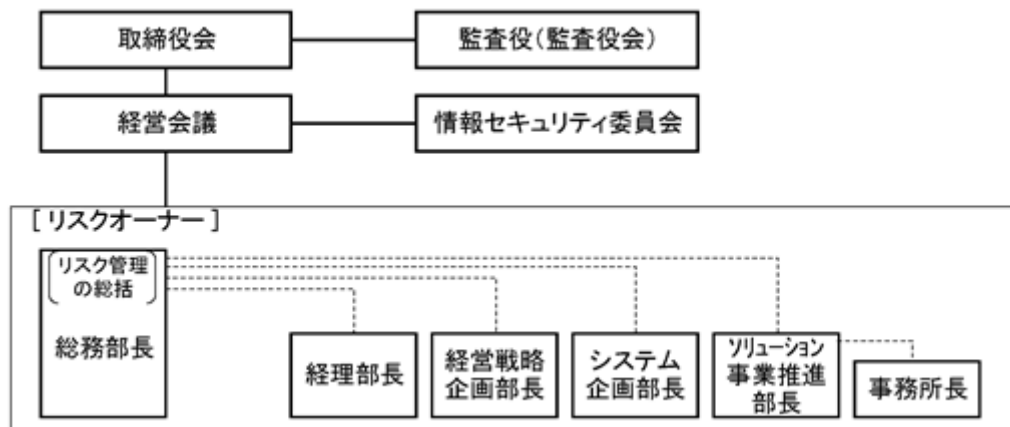
監査役監査の実効性を確保するため監査役と取締役との間で定期的に意見交換を行い、また、内部監査担当者及び会計監査人が行う監査について、それぞれの立場で監査役と定期的に意見交換できる体制を整える。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

総合物流情報プラットフォームであるNACCSという重要な社会インフラを運営・管理しており、高度なリスクマネジメントが要請されるとの認識のもと、リスク管理規程に基づき、リスクを以下のとおり分類しています。

- イ) 法令等の遵守に関するもの
- ロ) NACCS等システムに関するもの
- ハ) 業務運営に関するもの
- ニ) 情報セキュリティに関するもの
- ホ) 災害及び事故等に関するもの
- ヘ) 経営に関するもの
- ト) その他会社の業務遂行に関するもの

これらリスクに関して、下図のリスク管理体制をとり、事象、概要、要因及びその評価を内容とし管理を行っており、また、原則として、年に1度見直しを行うものとしております。



#### 八．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。現在は、当社の業務執行取締役等ではない社外取締役2名及び監査役3名との間で本責任限定契約を締結しております。なお、本契約により責任が制限される場合は、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役が、その原因となった職務の執行につき、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

##### イ．内部監査

内部監査については、代表取締役社長から直接命を受けた執行役員1名が担当し、内部監査規程に基づき年度初めに、業務に関する監査・会計経理に関する監査からなる「内部監査計画」を作成、取締役会の承認を受け実施しております。内部監査の実施にあたっては、監査の独立性を損なわないよう配慮したうえで、当該執行役員が監査役と密に連絡をとり、監査の品質を維持すべく実施しております。当該監査結果については、監査役も出席する取締役会において報告が行われ、また、会計監査人にも、業務に関する監査及び会計経理に関する監査すべての内部監査計画・監査結果について閲覧に供するなど、内部監査に関する情報について連携を図っております。

## ロ．監査役監査

監査役監査については、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、監査の方針、監査計画、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について監査役会（原則月1回、必要な都度臨時開催）において定められ実施されております。また、取締役会・経営会議への出席に加えて、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行い、監査を実施しております。監査役監査の実施に当たっては、補助社員1名程度を選任し、監査の実効性を担保する体制をとっております。なお、会計監査人に対しては、会計監査計画策定時、期中監査時、期末・決算監査時に報告を受け、意見交換を行い、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成すること等を通じて連携しております。

内部監査及び監査役監査については、前記イ、ロのとおり、会計監査人とも情報を共有しており、いわゆる三様監査が実効的なものとなるよう努めております。

## 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当社の会計監査業務を遂行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 田中 輝彦

指定有限責任社員 業務執行社員 経塚 義也

### 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 4名

なお、継続監査年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。

## 社外取締役及び社外監査役

社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。社外取締役 鈴木 宏は株式会社二葉の代表取締役会長を兼務しております。同社は当社の株主であり、当社との間にシステム利用契約を締結しておりますが、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。またその他の社外取締役及び社外監査役は、いずれも当社との人的関係、資金的関係その他の利害関係はありません。

当社では、取締役及び監査役の候補者の選考を行うに当たって公平性及び透明性の確保を図り、必要となる能力及び適性の評価を行うため、当社の業務に関して専門知識を有する者及び学識経験者で構成する役員選考評価委員会を定款に基づいて設置しております。

## 役員報酬等

### イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く)	64	62	-	-	2	6
監査役 (社外監査役 を除く)	-	-	-	-	-	0
社外役員	24	23	-	-	1	5

(注) 事業年度末現在の人数は、取締役6名(うち、社外取締役2名)、監査役3名(うち、社外監査役3名)であります。上記取締役及び監査役の支給人員には、平成29年6月26日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおり、上記報酬等の額には、当該事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

### ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。



二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、平成20年9月22日開催の創立総会決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により代表取締役に一任されており、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は6名以内とする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年9月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
8	-	8	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等の監査計画・監査内容・監査に要する時間等を十分に考慮し、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識、情報を有する団体等が行う研修会、説明会へ参加しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,295	5,304
売掛金	1,126	780
有価証券	1,999	-
仕掛品	3	7
貯蔵品	0	0
前払費用	28	22
繰延税金資産	36	37
未収消費税等	-	1,033
その他	4	1
流動資産合計	6,495	7,186
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	120	113
工具、器具及び備品(純額)	120	168
リース資産(純額)	1,544	1,301
有形固定資産合計	585	3,096
無形固定資産		
商標権	1	2
ソフトウェア	763	9,448
リース資産	918	285
ソフトウェア仮勘定	514	-
その他	0	0
無形固定資産合計	2,199	9,737
投資その他の資産		
破産更生債権等	0	0
長期前払費用	-	4
繰延税金資産	15	19
その他	74	73
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	89	98
固定資産合計	2,873	12,933
資産合計	9,368	20,119

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	459	328
リース債務	1,411	1,073
未払金	131	2,236
未払費用	13	29
未払法人税等	177	182
預り金	2	7
前受収益	581	75
賞与引当金	69	74
その他	117	0
流動負債合計	2,965	4,008
固定負債		
リース債務	389	2,621
退職給付引当金	168	182
役員退職慰労引当金	11	9
長期未払金	-	6,990
長期前受収益	277	368
固定負債合計	846	10,173
負債合計	3,812	14,181
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金		
資本準備金	1,502	1,502
その他資本剰余金	2,600	2,600
資本剰余金合計	4,102	4,102
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	454	835
利益剰余金合計	454	835
株主資本合計	5,556	5,937
純資産合計	5,556	5,937
負債純資産合計	9,368	20,119

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	9,418	8,844
売上原価	8,457	7,572
売上総利益	961	1,271
一般管理費	1,465	1,503
営業利益	496	767
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券利息	4	0
受取家賃	1	1
その他	0	5
営業外収益合計	5	7
営業外費用		
支払利息	45	107
貸倒引当金繰入額	0	0
その他	1	0
営業外費用合計	46	107
経常利益	455	668
特別損失		
固定資産除却損	20	20
特別損失合計	0	0
税引前当期純利益	455	668
法人税、住民税及び事業税	188	248
法人税等調整額	19	5
法人税等合計	168	243
当期純利益	286	424

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		658	7.8	760	10.0
経費					
外注費		1,932		2,074	
減価償却費		3,898		2,873	
その他		1,967		1,864	
経費計		7,798	92.2	6,812	90.0
売上原価合計		8,457	100.0	7,572	100.0

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	1,502	2,600	4,102	167	167	5,269	5,269
当期変動額								
剰余金の配当					-	-	-	-
当期純利益					286	286	286	286
当期変動額合計	-	-	-	-	286	286	286	286
当期末残高	1,000	1,502	2,600	4,102	454	454	5,556	5,556

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	1,502	2,600	4,102	454	454	5,556	5,556
当期変動額								
剰余金の配当					43	43	43	43
当期純利益					424	424	424	424
当期変動額合計	-	-	-	-	381	381	381	381
当期末残高	1,000	1,502	2,600	4,102	835	835	5,937	5,937

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	455	668
減価償却費	3,904	2,880
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	0
受取利息	4	1
支払利息	45	107
売上債権の増減額（は増加）	135	346
たな卸資産の増減額（は増加）	3	3
未収消費税等の増減額（は増加）	-	1,033
未払消費税等の増減額（は減少）	86	117
その他の資産の増減額（は増加）	2	3
仕入債務の増減額（は減少）	101	131
前受収益の増減額（は減少）	758	414
賞与引当金の増減額（は減少）	5	4
退職給付引当金の増減額（は減少）	18	14
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	3	2
その他の負債の増減額（は減少）	7	1,054
その他	0	0
小計	3,730	3,376
利息の受取額	4	2
利息の支払額	48	93
法人税等の支払額	83	240
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,601	3,044
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の償還による収入	-	2,000
有形固定資産の取得による支出	14	73
無形固定資産の取得による支出	407	343
その他の支出	0	0
その他の収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	422	1,582
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	2,842	1,783
割賦債務の返済による支出	-	792
配当金の支払額	-	43
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,842	2,618
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	336	2,009
現金及び現金同等物の期首残高	2,958	3,295
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,295	1 5,304



## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

## 仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

## 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 3～12年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（1～10年）に基づいております。

## (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるコンサルティング契約については、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

## 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前会計年度において、「一般管理費」の主要な費目及び金額の注記に記載していなかった「租税公課」は、一般管理費の総額の100分の10を超えたため、注記に記載することとしております。

この結果、前会計年度において表示していなかった「租税公課」44百万円は「一般管理費」の主要な費目及び金額の注記に記載することとしております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,683 百万円	600 百万円

(損益計算書関係)

1 一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	85 百万円	85 百万円
給与	115	133
賞与引当金繰入額	14	30
退職給付費用	3	5
役員退職慰労引当金繰入額	3	3
地代家賃	43	45
減価償却費	6	7
租税公課	44	51

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	- 百万円	0 百万円
工具、器具及び備品	0	0
リース資産	0	0
計	0	0

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	43	利益剰余金	4,300	平成29年3月31日	平成29年6月27日

当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	43	4,300	平成29年3月31日	平成29年6月27日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	45	利益剰余金	4,500	平成30年3月31日	平成30年6月25日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	3,295 百万円	5,304 百万円
現金及び現金同等物	3,295	5,304

## 2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ファイナンス・リース取引 に係る資産及び債務の額	40 百万円	3,677 百万円

割賦取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割賦取引に係る資産及び債務の額	-	9,698 百万円

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

## (1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

ホストコンピュータ及びその周辺機器であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

社用車であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、自己資金で賄っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利での契約であるため、金利の変動リスクはありません。

割賦取引に係る長期未払金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利での契約であるため、金利の変動リスクはありません。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支見込みを作成して管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	3,295	3,295	-
(2) 売掛金	1,126	1,126	-
(3) 有価証券	1,999	2,001	1
資産計	6,421	6,423	1
(1) 買掛金	459	459	-
(2) リース債務(1年内返済 予定を含む)	1,800	1,809	8
(3) 長期未払金(1年内返済 予定を含む)( )	-	-	-
負債計	2,260	2,268	8

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	5,304	5,304	-
(2) 売掛金	780	780	-
(3) 有価証券	-	-	-
資産計	6,084	6,084	-
(1) 買掛金	328	328	-
(2) リース債務(1年内返済 予定を含む)	3,694	3,785	90
(3) 長期未払金(1年内返済 予定を含む)( )	8,906	8,938	31
負債計	12,930	13,052	122

( ) 割賦取引に伴う長期未払金のみを記載している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務(1年内返済予定を含む)

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期未払金(1年内返済予定を含む)

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,295	-	-	-
売掛金	1,126	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,999	-	-	-
合計	6,421	-	-	-

当事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,304	-	-	-
売掛金	780	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
合計	6,084	-	-	-

## 3. リース債務及び長期未払金（割賦）の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	1,411	165	167	56	-	-
長期未払金（割賦）	-	-	-	-	-	-
合計	1,411	165	167	56	-	-

当事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	1,073	1,098	981	541	-	-
長期未払金（割賦）	1,916	1,938	1,960	1,351	478	1,261
合計	2,989	3,036	2,941	1,893	478	1,261

## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成29年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,999	2,001	1
	小計	1,999	2,001	1
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,999	2,001	1

当事業年度(平成30年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		-	-	-



## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
退職給付引当金の期首残高	149百万円	168百万円
退職給付費用	22	27
退職給付の支払額	3	12
退職給付引当金の期末残高	168	182

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	168百万円	182百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	168	182
退職給付引当金	168	182
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	168	182

## (3) 退職給付費用

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	22百万円	27百万円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	14百万円	14百万円
賞与引当金	21	22
減価償却超過額	86	112
退職給付引当金	38	42
役員退職慰労引当金	3	2
その他	0	1
繰延税金資産小計	164	196
評価性引当額	113	140
繰延税金資産合計	51	56

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.80%	30.80%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15	0.09
住民税均等割	2.11	1.43
評価性引当額	3.96	4.00
その他	0.01	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.03	36.42

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京税関	4,565	(注)

(注) 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京税関	4,077	(注)

(注) 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務大臣	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 50.01	当社システム利用契約 の締結	使用料 の受入	4,931	売掛金 前受収益 長期前受 収益	348 155 241

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

使用料の受入については、システム開発費及びプログラム変更費等を勘案し、両者協議の上決定しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務大臣	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 50.01	当社システム利用契約 の締結	使用料 の受入	4,404	売掛金 前受収益 長期前受 収益	81 49 312

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

使用料の受入については、システム開発費及びプログラム変更費等を勘案し、両者協議の上決定しております。

## ( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	555,619.59円	593,795.59円
1株当たり当期純利益金額	28,653.77円	42,476.00円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	286	424
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	286	424
期中平均株式数(株)	10,000	10,000

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	46	-	12	34	20	6	13
工具、器具及び備品	93	73	64	103	34	25	68
リース資産	5,127	3,335	4,904	3,559	544	865	3,015
有形固定資産計	5,268	3,409	4,980	3,697	600	897	3,096
無形固定資産							
商標権	2	1	-	3	1	0	2
ソフトウェア	6,277	9,980	5,914	10,343	894	1,296	9,448
リース資産	15,227	54	14,663	619	333	687	285
ソフトウェア仮勘定	514	65	580	-	-	-	-
その他	0	0	1	0	-	-	0
無形固定資産計	22,023	10,103	21,159	10,967	1,229	1,983	9,737

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

リース資産(有形)	増加	6次N A C C S (メインセンター用機器)	1,731
リース資産(有形)	増加	6次N A C C S (バックアップセンター用機器)	1,552
ソフトウェア	増加	6次N A C C S	8,957
ソフトウェア	増加	6次N A C C S (プログラム変更)	202
ソフトウェア	増加	6次N A C C S (人件費・諸経費等)	604
リース資産(有形)	減少	5次N A C C S	4,901
ソフトウェア	減少	N B S	451
ソフトウェア	減少	5次N A C C S	5,461
リース資産(無形)	減少	5次N A C C S	14,663

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,411	1,073	2.5	-
1年以内に返済予定の未払金(割賦)	-	1,916	1.2	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	389	2,621	2.6	平成31年～33年
長期未払金(割賦)	-	6,990	1.2	平成31年～37年
合計	1,800	12,601	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末残高を基準とした加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及び長期未払金(割賦)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	1,098	981	541	-
長期未払金(割賦)	1,938	1,960	1,351	478

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	0	0	-	0	0
賞与引当金	69	74	69	-	74
役員退職慰労引当金	11	3	5	-	9

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替えによる戻入額であります。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 【流動資産】

## イ．現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	-
預金	
普通預金	1,204
定期預金	4,100
小計	5,304
合計	5,304

## ロ．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人国際協力機構	102
東京税関	81
経済産業省	30
日本通運株式会社	15
全日本空輸株式会社	14
その他	536
合計	780

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,126	9,203	9,549	780	92.4	37.8

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ．仕掛品

区分	金額（百万円）
仕掛品	
ベトナム国VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト ハードウェア・セキュリティ対応支援及び利活用改善 に向けた方針検討支援	7
合計	7



## 二．貯蔵品

区分	金額（百万円）
貯蔵品	
交通系ICカード	0
その他	0
合計	0

## 【流動負債】

## イ．買掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	131
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	86
株式会社三菱総合研究所	51
株式会社日立システムズ	27
一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会	13
その他	19
合計	328

## ロ．リース債務

期日	金額（百万円）
1年以内	1,073

## ハ．未払金（割賦）

期日	金額（百万円）
1年以内	1,916

## 二．前受収益

内容	金額（百万円）
システム使用料に係る前受収益	75
合計	75

## 【固定負債】

## イ．リース債務

期日	金額（百万円）
1年超2年以内	1,098
2年超3年以内	981
3年超4年以内	541
4年超5年以内	-
合計	2,621

## ロ．長期未払金（割賦）

期日	金額（百万円）
1年超2年以内	1,938
2年超3年以内	1,960
3年超4年以内	1,351
4年超5年以内	478
5年超	1,261
合計	6,990

## ハ．長期前受収益

内容	金額（百万円）
システム使用料に係る前受収益	368
合計	368

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.nacccs.jp/">http://www.nacccs.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。  
また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその他添付書類

(第9期)(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

(第10期中)(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)平成29年12月1日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

**独立監査人の監査報告書**

平成30年 6月22日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 輝 彦  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 経 塚 義 也  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。